

第49号議案

足立区立学校施設使用条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成20年2月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区立学校施設使用条例等の一部を改正する条例

(足立区立学校施設使用条例の一部改正)

第1条 足立区立学校施設使用条例(昭和23年足立区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「学校教育法第85条」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条」に改める。

(足立区育英資金貸付条例の一部改正)

第2条 足立区育英資金貸付条例(昭和31年足立区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第4号中「第82条の2」を「第124条」に改め、同号ただし書中「第69条第3号」を「第150条第3号」に改める。

第6条各号列記以外の部分及び第7条第2項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

(足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例の一部改正)

第3条 足立区私立高等学校等入学資金融資基金条例(昭和59年足立区条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第82条の2」を「第124条」に改め、同号ただし書中「第69条第3号」を「第150条第3号」に改める。

(足立区こども科学館条例の一部改正)

第4条 足立区こども科学館条例(平成5年足立区条例第54号)の一部を次のように改正する。

第10条ただし書中「第30条」を「第29条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

学校教育法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。